

潮来市告示第50号

第3次潮来市地域福祉計画・地域福祉活動計画（第3期後期）、第4次潮来市障害者計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画及び潮来市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第10期）策定業務委託プロポーザル選定委員会設置要項を次のように定める。

令和8年3月31日

潮来市長 原 浩道

第3次潮来市地域福祉計画・地域福祉活動計画（第3期後期）、第4次潮来市障害者計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画及び潮来市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第10期）策定業務委託プロポーザル選定委員会設置要項

（趣旨）

第1条 この告示は、潮来市が発注する第3次潮来市地域福祉計画・地域福祉活動計画（第3期後期）、第4次潮来市障害者計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画及び潮来市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第10期）を公募による企画及び提案（以下「公募型プロポーザル」という。）により厳正かつ公平に受託候補者を選定するため、第3次潮来市地域福祉計画・地域福祉活動計画（第3期後期）、第4次潮来市障害者計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画及び潮来市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第10期）策定業務委託プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）の設置、選定基準等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 公募型プロポーザルにより受託候補者を選定するため、委員会を設置する。

- 2 委員会は、委員長及び委員の5人をもって構成する。
- 3 委員長は、市民福祉部長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。なお、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の者をもって充てる。
  - (1) 企画主管課長
  - (2) 社会福祉主管課長
  - (3) 高齢福祉主管課長
  - (4) 潮来市社会福祉協議会事務局長
  - (5) その他委員長が必要と認める者

（会議）

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開催することができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、

又は資料の提示を求めることができる。

4 会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(所掌事務)

第4条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 当該委託業務に関する内容、調査等に関すること。
- (2) 募集要件及び候補者選定に関すること。
- (3) 候補者選定基準、選考方法等に関すること。
- (4) その他受託候補者の選定を行う上で必要なこと。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、社会福祉主管課において処理する。

(委任)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 この告示は、市長が第3次潮来市地域福祉計画・地域福祉活動計画（第3期後期）、第4次潮来市障害者計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画及び潮来市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第10期）策定業務委託受託者を決定した日限り、その効力を失う。